

本庄市の財政状況を家計にたとえてみました!

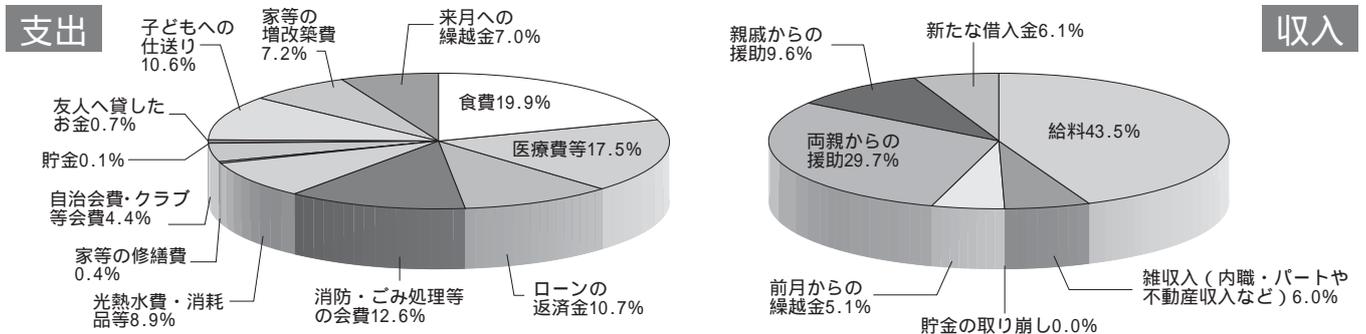
平成18年度決算の状況を、家計にたとえてみるとどのようになるか、普段の生活のなかで使われている言葉に置き換えてみました。行政と家計では状況が違いますが仮に「本庄さん」として表記しました。少し無理もありますが参考にしてください。また、5年前の平成13年度との比較をしてみました。

家計にたとえるため、本庄市の平成18年度普通会計（注1）決算額を人口で割った数字で表しています。（平成19年4月1日現在住民基本台帳人口 79,782人）千円未満については、調整してあります。

（注1）普通会計とは、本庄市の場合、水道事業会計・公共下水道事業特別会計・農業集落排水事業特別会計の一部・児玉南土地区画整理事業特別会計のうち宅地造成会計分・国民健康保険特別会計・老人保健特別会計・介護保険特別会計以外の会計を合算純計したものです。

本庄さんの収入	項目	平成18年度	割合	平成13年度	増減	本庄市の歳入項目	
	給料	126,945円	43.5%	127,423円	478円	市税	自主財源
雑収入(内職・パートや不動産収入など)	17,649円	6.0%	19,513円	1,864円	使用料及び手数料、分担金及び負担金、財産収入、寄附金、諸収入		
貯金の取り崩し	116円	0.0%	727円	611円	繰入金		
前月からの繰越金	14,975円	5.1%	28,236円	13,261円	繰越金		
両親からの援助	86,773円	29.7%	101,292円	14,519円	地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国庫支出金	依存財源	
親戚からの援助	27,855円	9.6%	37,612円	9,757円	利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、県支出金		
新たな借入金	17,657円	6.1%	29,465円	11,808円	地方債		
合計	291,970円	100.0%	344,268円	52,298円			

本庄さんの支出	項目	平成18年度	割合	平成13年度	増減	本庄市の歳出項目	
	生活費(決まっているもの)	食費	58,175円	19.9%	60,806円	2,631円	人件費
医療費等		51,148円	17.5%	33,782円	17,366円	扶助費	
ローンの返済金		31,267円	10.7%	30,234円	1,033円	公債費	
消防・ゴミ処理等の会費		36,920円	12.6%	32,255円	4,665円	補助費等(一部事務組合分)	
その他の生活費	光熱水費・消耗品等	25,883円	8.9%	28,855円	2,972円	物件費	自主財源
	家等の修繕費	1,114円	0.4%	1,179円	65円	維持補修費	
	自治会費・クラブ等会費	12,949円	4.4%	13,544円	595円	補助費等(その他分)	
	貯金	205円	0.1%	12,715円	12,510円	積立金	
	友人へ貸したお金	2,103円	0.7%	3,398円	1,295円	投資・出資金・貸付金	
	子どもへの仕送り	30,976円	10.6%	26,401円	4,575円	繰出金	
家等の増改築費	21,048円	7.2%	77,738円	56,690円	普通建設事業・災害復旧事業		
その他	来月への繰越金	20,182円	7.0%	23,361円	3,179円	繰越金	
合計	291,970円	100.0%	344,268円	52,298円			



本庄さんの平成18年度末の預金残高とローン残高

預金残高 46,838円
ローン残高 415,406円



預金残高は、平成18年度末基金残高を平成19年4月1日現在住民基本台帳人口で割ったものです。

ローン残高は、平成18年度末市債元金残高(水道事業会計を除く)を平成19年4月1日現在住民基本台帳人口で割ったものです。

から
課税
お知らせ

平成20年度市民税・県民税の改正について

課税課 1123

税制改正により、平成20年度の市民税・県民税が次のとおり変更されます。なお、詳しい内容については、1月に配布するリーフレットでお知らせします。

住宅借入金等特別控除の調整措置が創設されます

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が引ききれない場合があります。平成11年から平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、申告により翌年度の住民税（所得割）から控除できます。



地震保険料控除が創設されます

近年多発している地震災害を受け、既存の損害保険料控除を一部変更し、地震保険料控除が創設されました。従来は損害保険料控除については

を緩和するため経過措置がとられていましたが、この軽減措置が廃止されます。

所得変動に係る減額措置が行われます

税源移譲に伴う年度間の所得変動に合わせた税負担は基本的に変わらないように制度設定されていますが、退職等の理由により平成19年中の所得が大きく減少し、所得税が課されなくなった場合、住民税の負担だけが増えてしまうこととなります。

このような場合、申告することにより平成19年度分の住民税を税源移譲前の金額にまで減額されます。既に納付された場合、その金額が減額後の税額を超えたときには、納税者に還付します。

短期損害保険については、控除の対象となりません。

昭和15年1月2日以前に生まれた人で、前年の合計所得金額が125万円以下の人は、平成18年度から非課税措置が廃止されました。

これに伴い、急激な税負担

秋の褒章・秋の叙勲に各氏

政府は、秋の褒章受章者を11月2日付けで発表し、市内在住者では、笠原昭三郎氏、児玉町児玉氏が藍綬褒章を受章されました。

また、11月3日付けで秋の叙勲受章者を発表。市内在住

者では、漆川和昭氏、東台1丁目氏が瑞宝小綬章を、中神義男氏、児玉町八幡山氏が瑞宝双光章を、湯浅定一氏、若泉1丁目氏が瑞宝単光章を受章されました。



瑞宝小綬章 漆川和昭氏



藍綬褒章 笠原昭三郎氏



瑞宝単光章 湯浅定一氏



瑞宝双光章 中神義男氏

農業所得者収支説明会を開催

農業所得者収支説明会を次のとおり開催します。都合の良い日にぜひご参加ください。



日時	開催場所
12月10日 午後2時～4時	本庄市中央公民館 実習教室A・B
12月11日 午後2時～4時	上里町役場 4階大会議室
12月12日 午後2時～4時	美里町役場 201会議室

青色申告以外の方が対象です。
*お問い合わせは下記へ
本庄税務署 2111